

苓北町地域活性化起業人事業に係る業務協定書

苓北町（以下「町」という。）と、株式会社ジャパックス（以下「ジャパックス」という。）は、苓北町地域活性化起業人事業に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（業務内容）

第1条 ジャパックスは、町に対して次に掲げる業務を提供する。

- あまくさ苓北観光協会における観光マネジメント・マーケティング機能等の強化に関する指導・助言等の支援（地域ブランドの育成・販路拡大、着地型旅行商品の開発など）
- あまくさ苓北観光協会の民間主体による経営への移行に向けた検討支援
- その他観光推進に関する各種支援（地域情報の発信充実など）

（業務従事者）

第2条 ジャパックスは、第1条に定める業務（以下「本件業務」という。）に関し、これを遂行可能な特定の能力を有する者（以下「派遣社員」という。）を選任し、町に通知の上、本件業務を行わせるものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和3年7月1日から起算して1年とする。ただし、町及びジャパックスとの協議により、更に2年を上限として期間を延長することができる。

（派遣日）

第4条 ジャパックスは、前条に定める期間中、町における1ヶ月間の開庁日のうち概ね半数以上（以下「派遣日」という。）については、本件業務遂行のため、町の指定する場所に派遣社員を派遣することとし、毎月20日までに翌月の派遣社員の派遣予定日を町に通知するものとする。

2 前項の派遣日は、町及びジャパックス双方協議のうえ変更することができる。

（業務委託料）

第5条 町は、本協定に基づく受入期間に要する業務に係る委託料として、年額5,600,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限として、ジャパックスに支払うものとする。なお、年度の途中から受入を開始した場合にあっては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限とする。

2 地域活性化起業人が発案・提案した事業に要する経費については、町が必要と認める場合は、前項の委託料以外に支払うことができる。

3 町のジャパックスへの支払方法及び支払時期は、町及びジャパックス協議のうえ、別途定めるものとする。

4 前条第2項に基づく派遣社員の派遣日の増減により、町がジャパックスへ支払う金額を変更する必要がある場合には、町及びジャパックス協議のうえ、変更することができる。

（委託等の禁止等）

第6条 ジャパックスは、本件業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 ジャパックスは、前項ただし書の規定により他の者に本件業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第9条及び第10条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 ジャパックスが第1項ただし書の規定により他の者に本件業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務に係る他の者の行為は、ジャパックスの行為とみなす。

（実績報告）

第7条 ジャパックスは、本件業務が完了したとき（本件業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、本件業務の成果を記載した業務実績報告書を町に提出するものとする。

（著作権）

第8条 本件業務の過程においてジャパックス、又は派遣社員が作成した資料などの成果品を町に提供する場合は、その著作権については町に帰属するものとする。

（秘密保持）

第9条 町又はジャパックスは、本件業務の実施上知り得た相手方の秘密情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、既に公知であった情報や正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報についてはこの限りでない。

2 ジャパックスは、本件業務の実施に当たって知り得た町の情報に関し、本件業務の遂行のみに使用し、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

3 前2項の規定は、本協定の解除後及び期間満了後についても有効とする

（個人情報の保護）

第10条 ジャパックスは、本協定による業務遂行上、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報に関する特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第11条 町又はジャパックスが故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その責の帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明なものについては町及びジャパックス協議のうえ負担割合を定めるものとする。

（反社会的勢力）

第12条 町及びジャパックスは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物（以下、「反社会的勢力」という。）と一切の関係を持たないことを表明保証する。

（協定の解除）

第13条 町又はジャパックスは、相手方が本協定に定める義務の履行を怠った場合で、相当期間を定めた催告に対しても改善が見られないときは、相手方に対する文書による通知をもって本協定を解除することができる。

2 前項に拘わらず、次の各号の事態が相手方に生じた場合には、町又はジャパックスは、催告なく直ちに本協定を解除することができる。

- 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、又は民事再生、会社更生手続きの開始、若しくは破産申立をしたとき。
- 監督官庁より営業停止又は営業登録の取消処分を受けたとき。
- 営業の廃止、若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
- 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 相当期間継続して業務を行わないとき。
- 相互の信用を著しく傷つけたとき。
- 反社会的勢力との関係があると認められたとき、及び反社会的勢力と関係がある可能性が合理的な理由に基づいて認められたとき。
- 関係法令に違反したとき並びに明らかに違法と判断される行為を行ったとき。

3 町又はジャパックスが、前項第1号から第4号まで、第8号及び第9号に定める事由のみに該当するときは、何らかの通知催告を要せず、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失う。

4 本条による協定解除は、第11条による損害賠償請求を妨げるものではない。

（協定の解除の効果）

第14条 前条により協定解除された場合の委託料については、ジャパックスが遂行した業務に対する相応の金額とし、町及びジャパックス協議のうえ決定することとする。

（関係書類の整備・保存等）

第15条 ジャパックスは、委託料については、その内容を明らかにするため、本件業務に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の事業に係る書類を、整備しなければならない。

2 前項の書類等は、本件業務が終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（合意管轄裁判所）

第16条 本協定における第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告人となる者の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

（協議事項）

第17条 本協定に関し、解釈に質疑が生じたとき、又は本協定書に記載がない事項が発生したときは、町及びジャパックス信義誠実をもって協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、町及びジャパックスそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和3年6月22日

熊本県天草郡苓北町志岐660番地

苓北町長

田嶋章

兵庫県神戸市東灘区本山中町4-2-3

株式会社 ジャパックス

代表取締役社長

大塚光二